

学校いじめ防止基本方針

尾張旭市立旭丘小学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。

定義としては、「一定の人間関係にある者が心理的または物理的な心身の苦痛を与える行為」とされるが、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生する場合がある。そのため、いじめにあたるかどうかの判断にこだわらず、予防・発見・対処・見守る姿勢をとらなくてはならない。

日頃から小さな予兆を見逃さないように努めるとともに、家庭と連携協力し、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心かつ安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組む。その中で、児童が自己肯定感や自己有用感を培い、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

いじめ防止対策組織として、「校内いじめ・不登校対策委員会」を設置し、小さな予兆や懸念、児童からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

「校内いじめ・不登校対策委員会」は、毎月の職員会議の後に定例で行い、全職員で構成する。また、具体的な事案の対応を検討する「校内いじめ・不登校対策小委員会」を随時開催する。構成は、校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、保健主事、養護教諭、該当学級担任とし、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談員、PTA役員等を含める。

校内いじめ・不登校対策委員会及び小委員会の役割は、以下の通りである。

- (1) 配慮を要する児童やその指導について全教職員が情報を共有し、学校全体でいじめ防止や児童の健やかな成長への対応を確認して進める。また、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境作りを体系的・計画的に進める。
- (2) いじめ防止の取組の実施と進捗状況の確認をするため、学校評価アンケートにより、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。
- (3) いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- (4) 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発をするため、随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- (5) いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握とともに、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。また、いじめへの対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。重大事態に対しては、「4 重大事態への対応」によって対応する。
- (6) 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア 児童に基本的な生活習慣の定着を図るとともに、児童同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感や自己有用感を育む授業や教育活動の推進に努める。

ウ 道徳教育・人権教育・健康教育・児童会活動の充実を図り、児童が自らいじめ問題について話し合うなど、主体的な活動を推進する。

エ 命の大切さや相手を思いやる心の醸成を図るため、人や自然との関わりを豊かにする体験活動を推進する。

- オ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットを通じてのいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- カ いじめは絶対に許されない行為であることを十分に理解できるように、家庭、地域その他の関係機関との連携により、いじめ防止等のための対策を推進する。
- キ 児童の心の居場所や集団の中での思いなどを教育相談を通じて把握し、児童理解を進める。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケートを定期的（記名即応調査年3回、無記名による意識調査年1回）に実施する。また、定期教育相談を行い、児童の悩みの解決や学校生活のアドバイスをする。
- イ 教職員と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。欠席が続く児童については、欠席理由を早期に把握し、背景にいじめがないかを明らかにする。児童を取り巻く客観的情報から解釈や判断を急ぐことなく、寄り添っていく支援をかたちづくる。
- ウ 「心の教室相談員」やスクールカウンセラーを活用し、校内の児童や保護者の相談環境を整える。また、いじめ相談電話（こころの電話）や愛知県総合教育センターの一般教育相談等、専門家や外部の相談機関を紹介する。

(3) いじめへの対処

- ア いじめの発見・通報を受けたら「校内いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を徹底して確保する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、必要に応じて警察、児童相談所等の関係機関と情報を共有し、連携して取り組む。また、必要に応じて専門機関との連携を図る。これらを市教育委員会へ支援を要請し、迅速に進める。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して取り組む。

4 重大事態への対応

重大事態とは、いじめにより本校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態を指す。いじめにより欠席が長く続く場合も重大事態とする判断の準備をとる。

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」（P3参照）に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「校内いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えて対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。
- (4) 調査結果に基づき、いじめ防止の取り組みを検証し、再発防止等を明確に示す。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) いじめ防止の取組については、P D C A サイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回以上計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組むとともに、休業中も相談できる窓口等を紹介する。

補足

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」の教職員への共通理解と意識啓発をするため、年度初めの職員会議で周知を図る。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は4月に保護者へ配布するとともに、ホームページに掲載する。

【重大事態対応フロー図】

